

資料紹介：吉田嗣延文書に含まれる南方同胞援護会関係文書 —軍用地問題および援護事業に関する資料に着目して

小野 百合子[†]

はじめに

- 1 新規デジタルアーカイブ事業と南方同胞援護会関係文書
 - 1-1 新規デジタルアーカイブ事業が対象とする琉球政府関係文書
 - 1-2 南方同胞援護会
 - 2 南方同胞援護会関係文書の内容とその意義～軍用地問題、援護事業関係資料を中心に
 - 2-1 吉田嗣延と南方同胞援護会
 - 2-2 軍用地問題関係資料
 - 2-3 援護事業関係資料
 - 3 南方同胞援護会関係文書からわかること
- おわりに

はじめに

近年、沖縄県が進めているデジタルアーカイブ事業によって、復帰前の米国統治下 27 年間に
関係する沖縄県公文書館（以下、当館）所蔵資料がインターネットから利用できる環境が整いつつある。まず、
2013 年度（平成 25）から 2021 年度（令和 3）までの「琉球政府文書デジタル・アーカイブ推進事
業」によって、約 13 万簿冊の琉球政府文書がデジタル化された。このうち利用制限情報の審査などを
経て約 10 万簿冊がインターネットで公開されており、デジタルアーカイブサイト「琉球政府の時代」
を通じて、多くの方に利用されている。加えて、2022 年度（令和 4）から、「琉球政府関係文書デジタ
ル・アーカイブ事業」が新たに開始された。この事業では、琉球政府文書と両輪をなす USCAR 文書や、
琉球政府と関係の深い本土や沖縄の各団体の文書などを琉球政府関係文書と位置づけ、デジタル化し
たうえで「琉球政府の時代」で公開していくことになっている。これにより、米国統治下 27 年間の沖
縄のあゆみが、より多様な資料を用いて多角的に検討できるようになるのである。

本稿では、新規デジタルアーカイブ事業が対象とする琉球政府関係文書のなかから、2022 年度（令
和 4）中にデジタル化およびネット公開が進んだ南方同胞援護会関係文書を取り上げ、その内容や意義
を紹介し、同文書の利用促進を目指すものである。まず、第 1 章で新規デジタルアーカイブ事業が対
象とする琉球政府関係文書と、そのなかの一つである南方同胞援護会関係文書の概要を述べる。次に、
第 2 章で同文書の主な内容や特徴を紹介し、第 3 章で同文書の意義について考えてみたい。

1 新規デジタルアーカイブ事業と南方同胞援護会関係文書

1-1 新規デジタルアーカイブ事業が対象とする琉球政府関係文書

当館所蔵資料は、「琉球政府文書」、「沖縄県文書」、「米国収集資料」、「沖縄関係資料」、「刊行物」の
各資料群に大別できる。このうち、2021 年度（令和 3）に完了したデジタルアーカイブ事業の対象
は「琉球政府文書」であった。これに対し、2022 年度（令和 4）開始の新規デジタルアーカイブ事業

[†]おの ゆりこ 公益財団法人沖縄県文化振興会 公文書管理課 公文書主任専門員

で扱う琉球政府関係文書は、「米国収集資料」や「沖縄関係資料」などのなかにある米国統治下27年間に
関する文書で、中核となるのは、資料群「米国収集資料」の一角を占めるUSCAR文書である。「米国
収集資料」には、当館が米国国立公文書館などから収集してきた沖縄戦および米国の沖縄統治に
関する文書や写真、映像などが含まれる。このうち米国が沖縄統治の現地出先機関として1950年
(昭和25)12月に設置し、沖縄の日本復帰まで存続した琉球列島米国民政府(United States Civil
Administration of Ryukyu Islands:USCAR)の文書がUSCAR文書で、約40,000点にのぼる。

琉球政府関係文書の2つ目のカテゴリーは、資料群「沖縄関係文書」のなかから、琉球政府と関係
が深い行政関係団体などの文書である。「沖縄関係文書」には、古文書や個人文書、団体文書、国や地
方公共団体の文書、档案資料などが含まれるが、個人文書や団体文書などのなかにある琉球政府と関
わりのある団体などの文書が新規デジタルアーカイブ事業の対象となっており、その一つが本稿で取
り上げる南方同胞援護会関係文書である。3つ目に、復帰後の沖縄県が現用文書としている琉球政府時
代の文書もまた、新規デジタルアーカイブ事業の対象となっている。これら当館未収集の文書は、順
次、所蔵調査や収集が進められる予定であるが、収集後は資料群「沖縄県文書」に含まれることにな
る。復帰前に琉球政府が作成した文書であっても、沖縄県から移管されたものは出所の原則にしたがって
「沖縄県文書」として整理されるためである(図1)。

表1 沖縄県のデジタルアーカイブ事業と主な対象資料(ネット公開数は2023年2月末現在)

事業名	期 間	対象資料	ネット公開数
琉球政府文書デジタル・ アーカイブ推進事業	2013(平成25)～ 2021(令和3)	・「琉球政府文書」(約13万簿冊)	・約10万簿冊
琉球政府関係文書デジタ ル・アーカイブ事業	2022(令和4)～	・「米国収集資料」からUSCAR文書(約4万点) ・「沖縄関係文書」から行政関係団体文書 ・琉球政府が作成した文書(未収集分) *収集後は「沖縄県文書」として整理される	・約4,500点 ・約800点

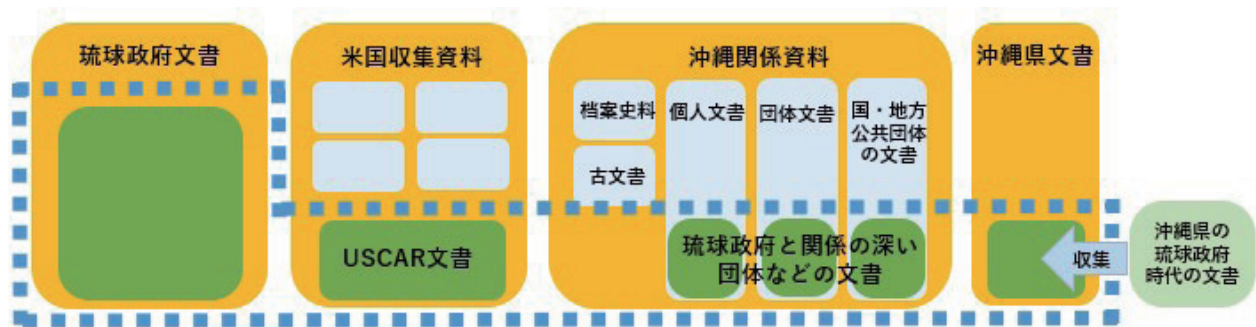


図1 当館資料群と新規デジタルアーカイブ事業が対象とする「琉球政府関係文書」(破線囲み部分)

このように、デジタルアーカイブサイト「琉球政府の時代」では、すでに公開されている琉球政府
文書とあわせて、琉球政府文書と両輪をなすUSCAR文書や、本土や沖縄の各団体の文書なども利用
できるようになり、米国統治下27年間の記録を集約して次世代につないでいくという当サイトの意義
はより高まるといえる。以下、本稿では、新規デジタルアーカイブ事業が対象とする琉球政府関係文
書のなかから、2022年度(令和4)中にデジタル化とネット公開が進んだ南方同胞援護会関係文書
を取り上げ、その内容や意義を紹介したい。

1-2 南方同胞援護会

今回、デジタルアーカイブ化の対象となった南方同胞援護会関係文書とは、沖縄・小笠原問題の解決にあたるために、日本政府が1956年（昭和31）に設立した南方同胞援護会に関する文書を指す。この南方同胞援護会の設立およびその活動が、沖縄戦後史、日本政府の対沖縄政策史、そして対沖縄政策をめぐる日米関係史のなかで占める位置について、これまで以下のように指摘されてきた。1956年（昭和31）夏、プライス勧告を契機に沖縄現地で「島ぐるみ闘争」と呼ばれる広範な軍用地問題への反対運動がおこる。この「島ぐるみ闘争」の特徴は、沖縄側が問題解決の糸口を日本政府による対米交渉に求めた点にあり、これを機に日本政府において、さらには日米両政府間において、軍用地問題をはじめとする「沖縄問題」が政治課題に浮上した。「沖縄問題」への対応を迫られた日本政府は、南方同胞援護会を設立し、同会を通じて援護事業を進めることで、「島ぐるみ闘争」を機に沖縄現地で表面化した米国統治に対する反発や、高度成長下で拡大していく日本本土との経済格差に対する不満の解消をはかろうとした¹。

例えば、沖縄戦後史研究の最新の成果である『沖縄県史 各論編 7 現代』では、南方同胞援護会の設立経緯が次のように整理されている。1956年（昭和31）6月に沖縄でわきおこった「島ぐるみ闘争」は、日本本土の全国紙でも連日報道され、占領下に放置されてきた沖縄の問題に大きな注目が集まった。東京での「沖縄問題解決国民総決起大会」をはじめ、多くの都道府県で抗議集会が開催されたほか、直後の参院選とも絡んで各政党の「沖縄問題」に対する姿勢が問われるようになった。沖縄占領に対する批判が全国的な米軍基地反対運動へと発展することを懸念した自民党は、6月26日の総務会で沖縄問題特別委員会の設置を決定し、同委員会が7月にまとめた「当面の沖縄問題対策」では、「沖縄・小笠原問題解決のため国民運動を推進し、内外の世論を啓発し、政府を督励し現地住民に対する援護事業を行うための団体を作る」ことが提言された。

これを受けて自民党総務会は8月3日に「当面の沖縄問題に対する対策」をまとめ、施政権返還・軍用地問題などの解決を促進するとともに、「同胞」の援護の徹底をはかるために南方同胞援護会を設立し、補助金の交付などによって同会を支援する方針を決定した。南方同胞援護会の設立要綱と組織案は9月19日の自民党総務会で決定され、社会党もこれに賛同する。10月4日の設立発起人会を経て、11月11日に設立総会が開催された。そして、11月15日、総務省によって設立が認可され、財団法人南方同胞援護会が発足した。こうして設立された南方同胞援護会と、南方連絡事務局を拡充するかたちで設置された特別地域連絡局は、予算獲得の面で自民党の沖縄問題特別委員会から強力な支持を得ており、それによって自民党は、経済的領域で住民の民生向上を目指す方法を具体化すると同時に、対米批判につながる諸問題を避けることを意図していた²。

設立当初は財団法人であった南方同胞援護会は、翌57年（昭和32）に南方同胞援護会法（昭和32年6月1日法律第160号）にもとづく特殊法人となった。同法では、南方同胞援護会の目的を南方地域に関する「諸問題の解決の促進を図るため必要な調査研究及び啓蒙宣伝を行うとともに、同地域に居住する日本国民に対し援護を行い、もつてその福祉の増進を図ること」とし（第1条）、この目的を達成するために、「南方地域に関する諸問題について調査研究を行うこと」、「南方地域に関する諸問題について定期刊行物その他の印刷物の発行、講演会、講習会等の開催その他必要な啓蒙宣伝を行うこと」、「南方地域に居住する日本国民に対し援護を行うこと」、これらの業務に協力する者に「必要な資

1 河野康子『沖縄返還をめぐる政治と外交』（東京大学出版会 1994年）、平良好利『戦後沖縄と米軍基地—「受容」と「拒絶」のはざま 1945 - 1972年』（法政大学出版局 2012年）、鳥山淳「沖縄戦をめぐる聞き書きの登場」（倉沢愛子、杉山達ほか編『岩波講座アジア・太平洋戦争 6 日常生活の中の総力戦』（岩波書店 2006年）などを参照。

2 沖縄県教育庁文化財課史料編集班編『沖縄県史 各論編 第7巻 現代』（沖縄県教育委員会 2022年）第3部第2章第1節「日本政府の援助」（執筆は鳥山淳）。

金を貸し付け、又は助成を行うこと」などの業務を行うとしている（第20条）³。

以後、沖縄住民に対する援護事業を推進するとともに、沖縄問題に関する調査、研究、啓発活動に大きな役割を果たした南方同胞援護会は、沖縄の日本復帰によってその役割を終え、復帰の翌年に解散した。

2 南方同胞援護会関係文書の内容とその意義～軍用地問題、援護事業関係資料を中心に

2-1 吉田嗣延と南方同胞援護会

このように日本政府の対沖縄政策において重要な位置を占める南方同胞援護会に関する文書が、「琉球政府の時代」から利用できるようになったわけだが、この南方同胞援護会関係文書は、同会の事務局長を長く務めた吉田嗣延の個人文書の一部であることに注意が必要である。戦後、沖縄県および日本政府の沖縄関係部署の要職を歴任し、南方同胞援護会の発足と同時にその事務局長となった吉田の手元にあった文書が、1997年（平成9）に新崎盛暉氏（吉田嗣延は新崎氏の岳父にあたる）から当館に寄贈され、整理作業を経て吉田嗣延文書として公開された。吉田嗣延文書は、吉田が勤務した外務省や総理府南方連絡事務局、南方同胞援護会やその後身にあたる沖縄協会などの文書、これらの団体

と関係のある団体の文書、吉田宛ての辞令書や感謝状、書簡などで構成されている。沖縄に関するものだけでなく、小笠原や北方領土に関する資料も含まれており、資料の作成期間は1950年代から80年代までである。

吉田は南方同胞援護会の事務局長としてその活動を支えたが、会の発足そのものにも深く関わっている。吉田によると、1956年（昭和31）の参院選から間もない頃、自民党政調会の調査役であった石井貫一から電話があり、沖縄問題について相談したいことがあると自民党幹部会に呼び出された。当時、吉田は総理府南方連絡事務局第二課長の職にあったが、南方連絡事務局長と同行しようかと問う吉田に、「君個人を呼んでいるのだ。とにかく来い」と言われ、向かった先で次のようなやりとりがあった。

沖縄関係資料

個人文書

吉田嗣延文書

外務省・総理府_沖縄関係資料（42件）

南方同胞援護会_総務関係資料（206件）

南方同胞援護会_対米折衝関係資料（269件）

南方同胞援護会_調査広報関係資料（16件）

南方同胞援護会_援護関係資料（155件）

南方同胞援護会_小笠原・北方領土関係資料（98件）

沖縄協会_総務関係資料（49件）

沖縄協会_調査広報関係資料（47件）

沖縄協会_援護・沖縄平和祈念堂関係資料（64件）

個人資料（119件）

雑誌（148件）

参考資料（74件）

図2 吉田嗣延文書の分類

議長室には自民党の政調会、総務会の幹部十五、六名が集まっていた。その中の橋本竜伍氏が言った。「いまままで自民党の沖縄問題に対する取組み方は、不十分であったことを反省している。今後は、党をあげて、この問題に対処することになったが、ついでには当面第一の課題はなにか、君の率直な意見を訊きたい」私は、かねて私の胸の中につかえていた、もどかしい感慨を吐露するのはこのときとばかり、まくしたてた。⁴

吉田は、ここで次の3点を挙げたという。第一に、政府の沖縄問題に対する取り組みには熱意が足りず、沖縄担当の専任大臣がないため閣議での発言も軽くみられがちであるので、総理府の南方連絡事務局を外局として昇格させ、責任の担当大臣をおくこと。第二に、国会論議が不徹底で野党との議論もかみ合わないため、衆参両院に常設の沖縄問題特別委員会を設けて具体的な対策を検討すること。そ

3 『00: 南方同胞援護会法』（0000094995）p.4, 7 沖縄県公文書館所蔵

4 吉田嗣延『小さな闘いの日々ー沖縄復帰のうらばなし』（文教商事株式会社 1976年）pp.129-130

表2 吉田嗣延略年表

年	月	年齢	項目
1910	8	0	沖縄県首里市で生まれる
1928	3	17	沖縄県立第一中学校卒業
1932	7	21	松江高等学校文科甲類卒業
1935	10	25	東京帝国大学文学部社会学科卒業
1937	10	27	沖縄県社会事業主事
1940	8	30	応召
1946	4	35	福岡で沖縄県勤務に復帰
〃	9	36	沖縄県東京事務所長に任命され上京
1948	10	38	沖縄県事務所の閉鎖で外務省管理局総務課沖縄班長(1952.1～外務省アジア局第二課沖縄班長)
1952	7	41	総理府南方連絡事務局第二課長
1956	12	46	南方連絡事務局を退職し南方同胞援護会事務局長
1973	4	62	南方同胞援護会の後継にあたる沖縄協会専務理事

『回想 吉田嗣延』の「吉田嗣延氏関係年譜」をもとに作成

して第三に、「沖縄問題などの処理は外交的・国際的に微妙な関係」が多く、政府が直接取り扱うことが難しい場合がある、とくに沖縄現地に対する援護事業や対外的宣伝などはほとんど不可能な状態にあるため、政府の協力機関として別個に民間団体をつくる必要があること、この団体が十分に実効をあげるには「超党派の国民的組織」であることが望ましいことである。その後のやり取りは、吉田によると次のとおりであった。

高岡大輔氏が口をはさんだ。「新しく団体をつくる場合、君は行政をとるか、団体を選ぶか」唐突な質問に、一瞬返答に迷ったが、一呼吸して肝に力をこめて私は答えた。「団体をやりたい」「君が、その中心となることを前提として新しく沖縄問題などの対策のための団体をつくることを了承する」—橋本竜伍氏が結論した。ここで、それからの私の半生は決定づけられてしまった—このとき、二十年になんなんとする役人生活とも、これでお別れかという感慨が私の頭をよぎり、また同時に、未知の世界への不安と勇気が一瞬去来した。⁵

こうして吉田は総理府南方連絡事務局を退職し、南方同胞援護会の事務局長として沖縄をめぐるさまざまな問題に尽力し、復帰後は南方同胞援護会の後進にあたる沖縄協会の専務理事として、沖縄振興などに引き続き取り組んでいくこととなる。その吉田の手元にあった文書が、当館に寄贈されて吉田嗣延文書として公開され、そのなかに含まれる南方同胞援護会に関する文書が、今回、デジタルアーカイブの対象となって「琉球政府の時代」から利用できるようになったわけである。具体的には、吉田嗣延文書12のシリーズ(図2)のうち、表3に示す5つのシリーズが南方同胞援護会関係文書と位置づけられている。

この5つのシリーズのうち、中心となるのが「南方同胞援護会_総務関係資料」(以下、「総務関係資料」と略記)、「南方同胞援護会_対米折衝関係資料」(以下、「対米折衝関係資料」と略記)、「南方同胞援護会_援護関係資料」(以下、「援護関係資料」と略記)の3つのシリーズで、「総務関係資料」には、業務計画や予算、理事会や評議会関係の資料など南方同胞援護会全体に関わる文書がまとめられており、個別の主題をめぐる資料は、主として「対米折衝関係資料」と「援護関係資料」に含まれている。

前節でみたように、南方同胞援護会は、沖縄の軍用地問題の争点化によって「沖縄問題」への対応

5 同上、pp.130-131。高岡大輔はこの場面について、「私が沖縄問題を話題にしたところ、党の政調会幹事の石井貫一氏が吉田さんと呼ぶことになったが、その席上、国民的組織とは何ぞや、と尋ねると、吉田さんは一呼吸してから真剣な面持ちで所信を述べられ、座長の橋本竜伍が「それで解ったということで終りとなった」と回想している。また、南方同胞援護会が財団法人から南方同胞援護会法にもとづく特殊法人となった経緯についても、「後刻、吉田さんが私のところへ見えて、高岡さん、あれじゃ、自民党の外郭団体ですよ。日本政府の外郭団体でなければ駄目だ。それには法律を以ってせねば、と言われたが、さて、その単行法は、どうしたものか、と随分、あちこち訪ね歩いて苦労しました」と語っており、財団法人から法律にもとづく特殊法人への転換も、自民党ではなく日本政府の「外郭団体」としての位置づけを明確にしたい吉田の働きかけがあったようである(吉田嗣延追悼文集刊行委員会編集本部『回想 吉田嗣延』吉田嗣延追悼文集刊行委員会、1990年、p.145)。

を迫られた日本政府が発足させたものであり、また援護事業が同会の活動の中心を占めたことを念頭におき、次節では軍用地問題関係資料と援護関係資料という2つの視角から、南方同胞援護会関係文書⁶をみていくこととする。

表3 新規デジタルアーカイブ事業で対象となる「南方同胞援護会関係文書」

シリーズ	シリーズ解説	含まれる文書の例
外務省・総理府 _ 沖縄関係資料	1948年(昭和23)10月1日から1952年(昭和27)年6月30日までの外務省の沖縄班長および1952年7月1日から1956年(昭和31)年11月までの総理府南方連絡事務局第二課長の就任時期に作成・収受したと思われる文書で構成されている。	国会関係資料、予算要求の文書など、南方同胞援護会の設立に関する文書、戸籍問題に関する文書、渡航に関する文書など
南方同胞援護会 _ 総務関係資料	財団法人南方同胞援護会は1956年(昭和31)11月15日に設立された(翌年特殊法人に再編、復帰後の1973年に解散)。主に南方同胞援護会の評議員会・理事会・予算関係資料、日本政府との調整関係文書などが含まれる。	南方同胞援護会の職制関係資料、評議員会資料、理事会資料、予算関係資料、補助金交付申請関係資料、決算報告関係資料、事業計画関係資料、総理府特別地域連絡局の予算関係資料、沖縄・北方対策庁の予算関係資料など
南方同胞援護会 _ 対米折衝関係資料	南方同胞援護会は、日本政府や米国政府に対して、沖縄の財政援助、講和条約発効前補償問題、軍用地問題、日本本土一体化問題、沖縄復帰・返還問題などについて折衝した。	沖縄(・小笠原)問題関係資料、基地問題研究会関係資料、基地被害関係資料、教育権返還問題関係資料、国政参加関係資料、沖縄諸島日本復帰期成会関係資料、軍用地問題関係資料、講和発効前損失補償問題関係資料、佐藤栄作首相沖縄訪問関係資料、日米京都会議関係資料、訪米派遣団関係資料、本土・沖縄一体化関係資料など
南方同胞援護会 _ 調査広報関係資料	南方同胞援護会企画課は、日本本土や米国に沖縄問題を周知させるために、各種調査事業を展開し、また沖縄訪問者の便宜を図った。	『沖縄と小笠原』などの刊行物、軍用地問題、尖閣列島などに関する関係資料など
南方同胞援護会 _ 援護関係資料	南方同胞援護会援護課は、主に沖縄に財政援助やインフラ整備、沖縄戦援護などの業務を担当した。	南方同胞援護会援護事業の概要、旧沖縄県吏員恩給関係資料、沖縄戦援護関係資料、戦没者慰霊関係資料、対馬丸遭難死没者関係資料、外地引揚援護関係資料、社会福祉事業関係資料、教育援助関係資料、沖縄こどもの国関係資料、寄生虫予防関係資料、台風災害救援関係資料、西表島開発関係資料など

このほかシリーズ「個人資料」のなかの書簡類の一部などが含まれる。

2-2 軍用地問題関係資料

軍用地問題に関する資料は、主としてシリーズ「対米折衝関係資料」に含まれており、同シリーズ中の「軍用地問題関係資料」および「軍用地料一括払方式関係資料」からはじまる資料タイトルをもつものなどがこれにあたる。

例えば、「沖縄関係特別措置費の支出について」(『軍用地問題関係資料 軍用土地等見舞金処理委員会関係』0000095053)は、1956年度(昭和31)の補正予算のなかの沖縄関係特別措置費をめぐる文書である。これによると、沖縄関係特別措置費11億円のうち10億円が講和条約発効前に米軍によって土地などを接収された者への見舞金となっている。この見舞金の支給者の範囲や支給額の算定方式、支給手続きなどは、内閣総理大臣があらかじめ大蔵大臣と協議して審査決定し、この決定にしたがって沖縄軍用土地等見舞金処理委員会が認証して支給がなされる。支給にあたっては、内閣総理大臣が受給者の委任状にもとづいて受領代理人に一括交付すること、沖縄住民が米国から損失補償または見舞金を受けることとなった場合は、日本政府からの見舞金相当額を国庫に返還または帰属させることなども記されている。

6 なお、本稿は吉田嗣延文書全体ではなく、そのなかに含まれる南方同胞援護会関係文書を取り上げるものであるため、前掲『小さな闘いの日々』および『回想 吉田嗣延』から、本稿で紹介する南方同胞援護会関係文書に関わるエピソードを参照するにとどめ、吉田嗣延文書全体の特徴や、吉田の経歴と文書との関係といった点をめぐる検討については今後の課題としたい。

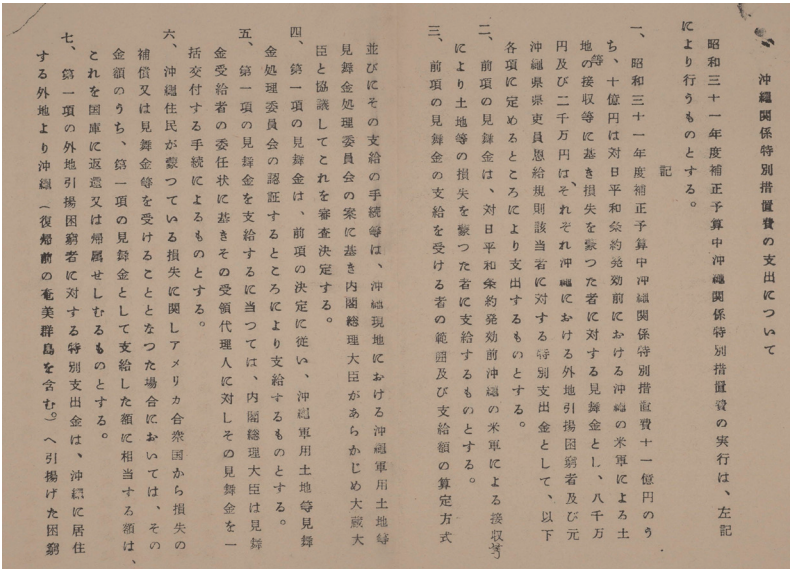


図3 「沖繩関係特別措置費の支出について」

『軍用地問題関係資料 軍用地等見舞金処理委員会関係』(0000095053) 5頁

また、同簿冊内の「軍用地等見舞金処理要綱」では、見舞金の具体的な事務手続きについて、沖縄市町村長会長は受給該当者による申請書、委任状、市町村長による証明書を添えて琉球政府の確認を経たうえで、南方同胞援護会長を通じて内閣総理大臣に進達すること、見舞金は沖縄市町村長会長が日本政府より南方同胞援護会長を経て受領し、各市町村を単位として市町村長に交付して申請者に支給することなどが定められている。

これらの文書からは、「島ぐるみ闘争」が、沖縄のみならず日本本土でも

争点化した1956年度（昭和31）の補正予算において沖繩関係特別措置費が設定され、10億円という巨費が軍用地問題への対応、具体的には米軍によって土地を接収された者への見舞金に充てられたこと、そして、その受給に際しては発足もない南方同胞援護会が日本政府と沖繩現地とのつなぎ役を担ったことがわかる。

この見舞金について、吉田は次のように記している。「軍用地の講和前補償の問題は、いずれ沖繩が直面しなければならない最も緊要な案件」と考えた吉田はその解決を目指す、講和条約第19条で1945年8月15日から1952年4月28日の間の土地などの損害に関する補償を日本政府は一切放棄していたことが「抜きがたい難関」となり、米国も「法理論をふりかざして断固として拒否の態度に出た」。「ここで、私は一計を案じた。正攻法だけではだめである。法的に補償を要求するとともに、その一方で、政治的な解決をはかる。つまり、日米両政府から“見舞金”という名目で、まとまった金を引き出そう—という作戦である」。「沖繩問題の三銃士と呼ばれていた淵上房太郎、床次徳二、高岡大輔の三代議員が、強力にこの作戦を展開」した結果、予算編成の折衝の最終段階で自民党の沖繩特別委員会は、軍用地所有者に特別措置として10億円を補償することを決めた。しかし、大蔵省はこの突然の新規要求に難色を示したため、「三銃士たちは連日連夜の攻撃をかけ」、12月30日夜になって5億円程度を計上することを大蔵省が内諾したとの情報を得た。これに満足しなかった吉田は、石田博英官房長官が宿泊するホテルをつきとめ、そこに高岡大輔が電話をかけたという⁷。

石田氏は、そこにいた。そして、電話を通じての強談判が続いた。聞き耳を立てている私に、電話の声が伝わってくる—「片手なら、なんとかしよう」私は、あわてて両手をひろげて高岡氏の目の前に突き出した。「両手だ」高岡氏もオウム返しにどなった。「どうしても両手だ」同じことを繰り返しながら、言い合いは平行線のまま数分も続いた—そして、とうとう、石田氏は、こっちの要求を呑んだ。「両手だね—よし、決まった」高岡氏は莞爾として受話器を置いた。アメリカの沖繩に対する年間援助が七億円そこそこのときのことである。十億円という金額は、まさに驚異的なものである。(中略) 十億円の小切手を手にした沖繩町村会長の吉元栄真氏と桑江朝幸氏の二人は、手を取りあって喜んだ。⁸

7 前掲『小さな闘いの日々』、pp.114-115。

8 同上、p.116。

1956年度補正予算において見舞金10億円が確保された背景には、吉田の「作戦」と、「沖縄問題の三銃士」たちによる強力な働きかけがあったのである。

次に紹介するのは、「沖縄における軍用地問題に関する我が国の対米折衝要綱案」(『軍用地問題関係資料 我が国の対米折衝要綱案』0000150232)という、作成者や作成時期は不明であるものの総理府の様式に記された文書である。冒頭の○秘の印と、「全くの粗案であり且米側琉球側に影響を及ぼす点大でありますから絶対極秘に願致します」という朱書きからはじまるこの文書は、沖縄における

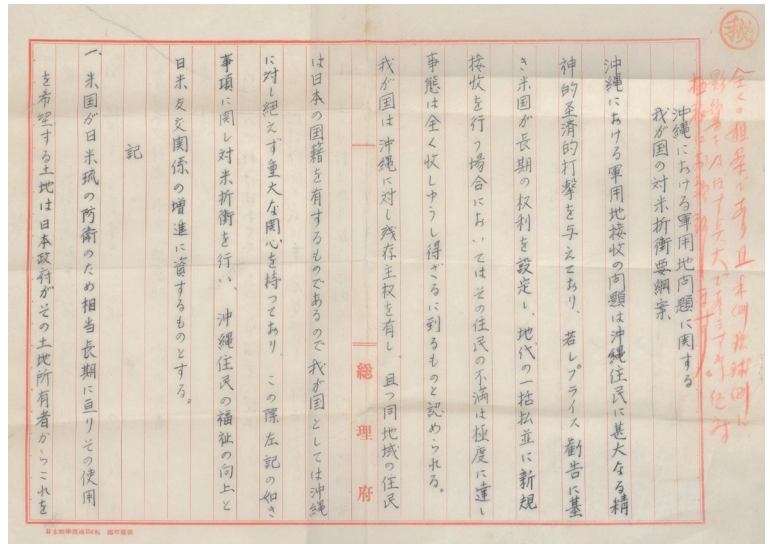


図4 「沖縄における軍用地問題に関する我が国の対米折衝要綱案」
『軍用地問題関係資料 我が国の対米折衝要綱案』(0000150232) 5頁

ける軍用地接收問題が「沖縄住民に甚大なる精神的経済的打撃を与えて」いるとし、もしプライス勧告にもとづいて米国が軍用地に長期の権利を設定し、軍用地料の一括払いや新規接收を行えば、「住民の不満は極度に達し事態は全く収しゅうし得ざるに到る」と強い懸念を表明している。

日本は「沖縄に対し残存主権を有し、且つ同地域の住民は日本の国籍を有する」のであるから、「我が国としては沖縄に対し絶えず重大な関心を持つており、この際左記の如き事項に関し対米折衝を行い、沖縄住民の福祉の向上と日米友好関係の増進に資するものとする」として、「米国が日米琉の防衛のため相当長期に亘りその使用を希望する土地」は、日本政府が所有者から買収するか長期借地権を取得して米国に提供すること、その場合の地料は日本政府が米国から一括受領して土地所有者に支払うこと、土地の新規接收は「努めてこれを避け」るが、やむをえない場合には米国は日米琉政府代表者で組織する委員会に諮問するとともに、必要な土地の接收を日本政府に要求すること、この場合には日本政府は「米琉政府の協力を受け極力米側の要求を実現するよう措置する」ことといった対米交渉事項が記されている。

内容から推察するとこの文書は、プライス勧告を契機に沖縄で「島ぐるみ闘争」が展開されている状況で作成された対米折衝要綱案と思われ、米国が必要とする土地を日本政府が取得して米国に提供し、土地所有者への軍用地料の支払いも日本政府を通じて行うこと、軍用地の新規接收については日米琉の諮問委員会にはかっとうえで日本政府が措置することなど、日本政府が積極的な役割を果たすことで軍用地問題の解決を目指すものとなっている。この後、軍用地問題は、一括払いの廃止、軍用地料の増額などを盛り込んだ新土地政策が米琉間で合意されたことによって一応の収束をみる。この

9 沖縄軍用地連合会の桑江朝幸は講和条約前の補償請求について、吉田と淵上房太郎の尽力で、1956(昭和31)年5月18日の衆議院外務委員会、大蔵委員会に参考人として出席して陳述できたものの、沖縄の講和前補償に対する日本政府の責任はないという外務省見解、大蔵省見解が発表され、これを根拠に議会でも答弁が繰り返されたという。桑江は、「このままでは、政府と議会の議論が平行線のまま進展しないことを恐れた吉田先生は、淵上先生、床次先生、高岡先生等、沖縄問題懇話会と協議し止む得ない措置として五十億円を見舞金として支給するよう政府交渉を重ねたが最終的には見舞金として十億円が予算計上されたのである。われわれ関係者が仄聞したところによると、吉田、淵上、高岡、床次の各先生は夜を徹して石田博英官房長官と「片手五本の指だ」、「いや両手両足二十本の指だ」、「それじゃ中をとって両手の指で我慢してくれ、これ以上はできない」と言ったはげしいやりとりが交わされたと聞いている」と回想している(前掲『回想 吉田嗣延』pp.160-161)。

10 これが総理府の南方連絡事務局第二課長であったときの吉田の手によるものかどうかは定かではないが、吉田は、軍用地問題の折衝のために1955年(昭和30)5月に渡米した沖縄代表団が、翌6月に総理官邸を訪問し、折衝経過を報告するとともに、軍用地問題の解決への援助を要請した場に同席しており、沖縄側の関係者に軍用地問題についての諸々のアドバイスやバックアップを行っていた(前掲『回想 吉田嗣延』、pp.157-160)。

新土地政策では、米軍が必要とする土地の所有者と琉球政府とが賃貸借契約を結び、琉球政府が米国に転貸するかたちで米軍がこれらの土地を使用し、軍用地の使用料は、米国が琉球政府に預けた資金から琉球政府を通じて所有者へと支払われることとなった。¹¹「沖縄における軍用地問題に関する我が国の対米折衝要綱案」において、日本政府が担うものとされていた役割を、後に琉球政府が担うことになったのである。

このように南方同胞援護会関係文書の軍用地に関する文書は、「島ぐるみ闘争」による「沖縄問題」の争点化という状況に対し、日本政府の立場からどのように対応すべきかが検討され、その一部が実際の施策となって実施されていく様子がみえてくるものとなっている。

2-3 援護事業関係資料

次に、援護事業に関する資料は、主として「援護関係資料」というシリーズに含まれる。援護事業の概要を手っ取り早く概観できるものとしては、各年度の『本会援護事業の概要』があり、例えば『02: 南方同胞援護会援護事業の概要 昭和 39 年 07 月版』（0000094999）の目次をみると、「福祉施設」、「主なる援護事業」の 2 本立てとなっている。前者の「福祉施設」には「身体障害者関係」、「医療関係」、「児童保護」、「婦人・母子福祉関係」、「老人福祉」などが、後者の「主なる援護事業」では「教育関係」、「母子福祉資金貸付」、「医療関係」、「遺族・青少年等交流援助」、「沖縄災害救援」、「救援金品募集及送付」、「霊域整備並に慰霊祭」などの小項目が立てられている。

この南方同胞援護会の援護事業をめぐって、吉田は次のように回想している。会の「緊要な業務の一つ」である対米折衝にあたるため、南方同胞援護会の「援護」を「リリース」と訳したことに対し、「アメリカは占領地に対して常に必要十分な施策を行っている。したがって、沖縄、小笠原ともに“救済”を必要とするような悲惨な状態には断じてない」とアメリカ大使館から変更を迫られた。「リリース」を「アシスタンス」（援助）と変更して了承を得るが、吉田は、「一つの字句についてさえ注文を付けてくるアメリカ側の態度に接して、南援の前途の多事多難さ」を痛切に感じ、まず何から手をつけるべきか思案した結果、「戦争のキズアトを一日も早く払拭すること。これならアメリカも異存はなかろう」と戦傷病者や遺族の援護に乗り出すこととした。「予想通り、この援護事業はアメリカも同意」し、「戦争未亡人や戦争遺児の更生援護施設」として、1957 年（昭和 32）2 月に沖縄婦人職業補導所が開所、これが南方同胞援護会が沖縄に設けた援護施設の第 1 号となった。¹²

吉田の証言からは、南方同胞援護会に対して米国側から厳しい視線が注がれていたことがうかがえる。沖縄住民に対して「常に必要十分な施策を行っている」との立場にたつ米国側を極力刺激しないよ

目 次	
福 祉 施 設	
身体障害者関係	1
医療関係	1
児童保護	2
婦人・母子福祉関係	3
老人福祉	3
在 本 土 内	
沖縄青少年・学生関係	3
北方関係	4
主なる援護事業	
教育関係	5
母子福祉資金貸付	5
医療関係	6
遺族・青少年等交流援助	7
沖縄災害救援	8
救援金品募集及送付	10
霊域整備並に慰霊祭	11
委託施設事業助成	13
委託事業助成	16
その他援護団体事業助成	17
本会創立以来の援護費総額	18

図5 「本会援護事業の概要 昭和 39 年 7 月現在」
『02: 南方同胞援護会援護事業の概要 昭和 39 年 07 月版』
(0000094999) 4 頁

11 軍用地の契約や軍用地料の支払いにおいて琉球政府が担った役割と、琉球政府文書における軍用地に関する文書については、拙稿「資料紹介：琉球政府文書における講和条約発効後の軍用地に関する文書」（『沖縄県公文書館研究紀要』第 24 号 沖縄県公文書館 2022 年）を参照。

12 前掲『小さな闘いの日々』、pp.138-140。

う、南方同胞援護会の援護事業は、沖縄住民の「救済」ではなく、沖縄戦の犠牲に対する「援護」と位置づけられたのである。「島ぐるみ闘争」を契機に「沖縄問題」への対応を迫られた日本政府が発足させた南方同胞援護会であるが、沖縄政策に対する日本政府の関与を認めないという米国の方針のもとで、その活動はさまざまな制約を受けていたことがわかる¹³。こうした状況が転換する契機となったのが、1961年（昭和36）6月の池田・ケネディ会談である。日米共同声明において、米国が日本政府の対沖縄援助を受け入れることが表明されたのである。

次に紹介する1961年（昭和36）9月7日付の「沖縄に関する三十七年度予算等の基本対策（案）（36・9・7）」（『03：沖縄財政援助関係資料』0000095460）は、こうした状況において作成されたものである。「さきに行はれた池田・ケネディ共同声明の主旨に基き、可及的速かに沖縄住民の生活水準を内地並みに向上発展せしめることを目途として、日米協力してこれが実現を期する」とはじまるこの文書は、池田・ケネディ会談によって日米両政府の対沖縄政策が新たな局面を迎えたことを示すものである。ここでは、次年度以降の予算編成にあたっては、「沖縄の財政規模を可及的速かに本土の県並みに引上げる」ため、「米国の援助増額を要求するとともに、我国も全力をあげて、これに協力すること、沖縄の振興や社会保障など「民生の安定につき、特別に必要な事業」については日米共同調査を行って特別振興計画を作成し、年次計画にしたがって実施することなどを考慮すべきとしている。

この「沖縄に関する三十七年度予算等の基本対策（案）（36・9・7）」には作成者の記載はないが、総理府特別地域連絡局（南方連絡事務局の後身）が同年9月14日付で作成した「池田、ケネディ共同声明に基づく沖縄援助基本方針」がほぼ同じ内容をもつことから、この総理府特別地域連絡局による沖縄援助基本方針の下敷きになったものと思われる。

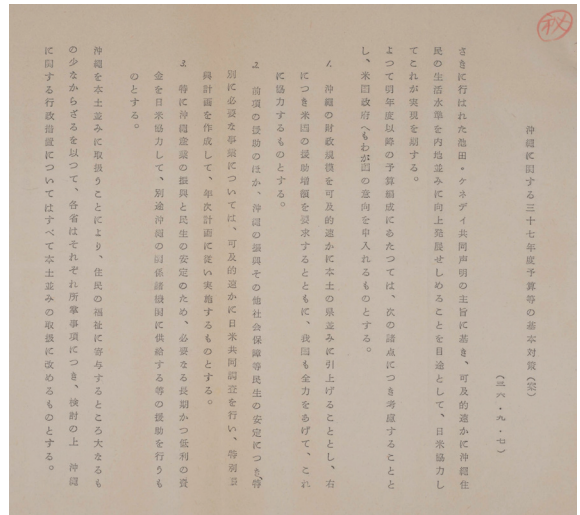


図6 「沖縄に関する三十七年度予算等の基本対策（案）（36・9・7）」

『03：沖縄財政援助関係資料』(0000095460) 4頁

① 沖縄の人口、面積等を勘案して、本土の類似県を想定すれば、徳島県、高知県、島根県、佐賀県等となる。

県名	昭和35年 国調人口	面積 km ²	昭和35年度国民所得		備考
			総額 億円	1人当り額 千円	
沖縄	883,122	2,388	520	6.2	沖縄の国調は 12月1日現在
徳島県	847,279	4,143	607	7.0	
高知県	854,523	7,104	673	7.4	
島根県	888,870	6,626	658	7.1	
佐賀県	942,830	2,404	716	7.2	
平均	883,375	5,069	663		

これらの類似県の財政規模と沖縄の財政規模とを単純に比較すると、次のとおりであり、沖縄は類似県の4.9多となっている。

(単位 億円)				
区分	沖縄(A)	類似県平均(B)	比率(A)×100 (B)	備考
府県事務費相当経費	6.9	1.40	4.9多	
市町村事務費相当経費	3.5	7.0	4.7	
純計 額	10.2	2.10	4.9	

(注) 沖縄については1962年会計年度、類似県平均については昭和36年度最終見込額の推計である。

図7 「沖縄の財政状況」

『03：沖縄財政援助関係資料』(0000095460) 12頁

13 吉田によると、南方同胞援護会の設置が議題となったとき、事前に米国の了解をとる必要があるのではないかとの話が出たが、「眠っている子供を無理に起こすこともあるまいと、一存で米には何らの連絡もとらなかった」という。吉田が米国の「出方を注意深く見守っていた矢先」、南方同胞援護会の開設についてアメリカ大使館から異議が出ていと外務省から連絡を受けた。南方同胞援護会が世論啓発のために沖縄・小笠原問題に対する標語を全国から募集し、「抱きとろう母国へ 沖縄・小笠原」という標語を入れて作ったポスターを米国が問題視したのである。南方同胞援護会の「一切の業務を拒絶するばかりでなく、その存在も認めない」とのことであったが、南方同胞援護会の責任でポスターをすべて回収すると外務省が米側と交渉して事なきを得たという（同上、pp.134-136）。

14 『01：南方同胞援護会職制関係資料 各課事務分掌』(0000095833) p.16 沖縄県公文書館所蔵

15 なお、「沖縄に関する三十七年度予算等の基本対策（案）（36・9・7）」から本文中で引用した「可及的速かに沖縄住民の生活水準を内地並みに向上発展せしめることを目途として」の箇所が、総理府特別地域連絡局の文書では「可及的速かに、沖縄住民の安寧と福祉を本土相当県並みの水準に向上せしめることを目途として」となっている。「沖縄に関する三十七年度予算等の基本対策（案）（36・9・7）」の作成者は記されていないが、「内地並み」という表現は、この文書が沖縄出身者によって作成された可能性をうかがわせる。

そして、「沖縄に関する三十七年度予算等の基本対策（案）（36・9・7）」が含まれる簿冊には、「沖縄の財政状況」と題された文書も綴られている。ここでは、1962年度（昭和37）の沖縄の財政規模推計として、「国政事務費に相当する経費」が25億円、「府県事務費に相当する経費」が69億円、「市町村事務費に相当する経費」が33億円で計127億円と示されている。そして、「国政事務費に相当する経費」25億円を差し引いた102億円を、「本土の類似県」である徳島、高知、島根、佐賀の各県の財政規模と比較し、沖縄は類似県の49%と試算している。すなわち、「本土並み」の具体的な目標値を設定するために「類似県」を選定し、その「類似県」と沖縄の現状との間にどの程度のギャップがあるのかを把握する作業が行われている。

それまで米国の許す範囲内で行われてきた南方同胞援護会および日本政府の対沖縄援助は、池田・ケネディ共同声明以降、米国政府と「協力」し、沖縄の「本土並み」を目ざして進めていくものとなった。その額は増額の一途をたどり、1960年代後半には米国のそれを上回る規模となっていく。南方同胞援護会の援護事業に関する文書からは、対沖縄援助の増額として端的に表れる対沖縄政策への日本側の関与が深まる過程を具体的にみていくことができるのである。

3 南方同胞援護会関係文書からわかること

最後に、軍用地問題と援護事業の二つの視角でみてきた南方同胞援護会関係文書からわかること、同文書の意義を簡単にまとめると次のようになる。

まず、軍用地問題および援護業務に関する文書にそくしていうと、これらの文書を通じて、南方同胞援護会の設立の契機となった軍用地問題への対処をはじめ、池田・ケネディ会談後の日本政府による対沖縄援助の増額の過程など、各局面における日本政府による対沖縄政策の変遷をあとづけることができる。日本政府の対沖縄政策の窓口の一つであり、沖縄現地とのつなぎ役でもあった南方同胞援護会の活動には、そのときどきの日本政府の対沖縄政策や、対沖縄政策をめぐる日米両政府の関係性が端的に反映されている。

他方で、南方同胞援護会関係文書のなかには、前章でみた「沖縄における軍用地問題に関する我が国の対米折衝要綱案」のように、各種の案が記された文書も多く含まれている。これらの文書からは、対沖縄政策や対米交渉の方針を策定する段階で考慮されたさまざまな可能性を知ることができ、日本政府の対沖縄政策を多層的にみる視角を提供するものでもある。本稿で紹介した軍用地問題と援護事業に関する文書は、南方同胞援護会の発足から1960年代初頭までのものが多かったが、沖縄の施政権返還が現実味をおびてくる1960年代半ば以降は、教育権分離返還構想や基地つき返還構想といった沖縄返還方式をめぐるさまざまな検討資料も残されている。

第1章でみたように、南方同胞援護会は、沖縄の「島ぐるみ闘争」が本土においても反響を呼んだことで、軍用地問題をはじめとする「沖縄問題」が日本政府にとって政治課題となった状況を背景に設立されたものであり、援護事業などを通して日本政府の対沖縄政策の一端を担った。南方同胞援護会関係文書は、沖縄戦後史においても、日本政府の対沖縄政策史においても重要な意義をもつ南方同胞援護会の活動を跡づける記録であり、日本政府として「沖縄問題」にどのような方針で臨み、具体的にどのような措置を講じたのか、あるいはどのような案が検討されたのかを知ることができる。これまでデジタルアーカイブ化されてきた琉球政府文書が、沖縄側の行政機構である琉球政府の記録であったのに対し、南方同胞援護会関係文書は、それとはまた違った角度から、軍用地問題や対沖縄援助、復帰問題といった各主題を検討する地平を拓いてくれるのである。

おわりに

本稿では、2022年度（令和4）から新たに開始された沖縄県によるデジタルアーカイブ事業で対象となる琉球政府関係文書を説明したうえで、その一つである南方同胞援護会関係文書を取り上げてその内容や同文書からわかることを紹介してきた。新規デジタルアーカイブ事業によって、この南方同胞援護会関係文書をはじめとする琉球政府と関係の深い団体の文書や、統治者側のUSCARの文書などがデジタルアーカイブ「琉球政府の時代」から利用できるようになりつつある。2021年度（令和3）までにデジタルアーカイブ化が進められてきた琉球政府文書に加えて、今後、琉球政府関係文書がデジタルアーカイブに蓄積されていくことで、さまざまなアクターが、さまざまな立場や方針のもとで繰り広げた活動の軌跡や、それらの相互作用を検証できるようになる。琉球政府関係文書の利活用が進むことによって、復帰前の「琉球政府の時代」をより立体的に描くことが可能となるのである。

最後に、新規デジタルアーカイブ事業で各種の琉球政府関係文書のデジタルアーカイブ化を進めることができるのは、これらの記録がきちんと残されてきたという前提条件があるからである。琉球政府関係文書の中核を占めるのはUSCAR文書であるが、米国側の記録管理の実践があったからこそ、それらが収集されて当館でも利用できるようになっている。その他の琉球政府関係文書もまた、各団体や個人がその活動の記録を保管し、さらに後世に引き継ぐべき貴重な財産であると考えたからこそ、当館の所蔵資料として永久保存されるに至っているのである。本稿で取り上げた南方同胞援護会関係文書は、吉田嗣延の手によって保管されてきた吉田嗣延文書の一部であるが、その利活用が進むことは、吉田嗣延が果たした役割の大きさを再評価することにもつながるだろう。